

## “こうべ”の市民福祉総合計画 2015 検証・評価シート（平成 27 年度まで）

<b>大項目：1. ワンストップサービス機能の充実を中心とする相談機能の総合化</b>					
<b>小項目：(1) ふれあいのまちづくり協議会の機能向上の支援</b>					
<b>所管課：市民参画推進局市民協働推進課</b>					
<b>ア. 趣旨・目的</b>					
地域福祉センターをより身近な場所として充実するため、地域福祉の推進主体であるふれあいのまちづくり協議会が取り組む活動を支援していく。					
<b>イ. 主な取組みの実施状況</b>					
① 福祉情報提供・身近な相談機能づくり					
ふれあいのまちづくり協議会（以下「ふれまち協」）は、概ね小学校区域において、自治会、婦人会、民生委員児童委員協議会などの地域団体の代表者が中心となって自主的に結成され、地域福祉の推進主体として、地域の実情に応じた様々な福祉活動を実施している。					
ふれまち協への助成のメニューとして、「福祉情報提供・身近な相談機能づくり」及び「地域での支えあいの仕組みづくり（ちょっとボランティア運動の推進）」を設定している（23年度から）。					
「福祉情報提供・身近な相談機能づくり」は、住民にとって身近な場所にある地域福祉センターにおいて、福祉情報の提供、身近で簡単な相談の実施などに対して助成するもので、16地域で身近な相談機能づくりに取り組んだ。具体的には、ふれまち協のスタッフや民生委員、あるいは、あんしんすこやかセンター職員などの専門家と協力して、地域福祉センターで相談会を実施した。ふれあいサロンなどの既存行事の中で相談コーナーを設けてよろず相談や子育て相談等を実施するなど、工夫しながら取り組んでいる地域もある。					
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
<b>実施状況</b>	8団体	8団体	16団体	15団体	16団体
※ふれあいのまちづくり協議会 福祉情報提供・身近な相談機能づくり 実施団体数					
②地域での支えあいの仕組みづくり（ちょっとボランティア運動の推進）					
「地域での支えあいの仕組みづくり（ちょっとボランティア運動の推進）」は、身近な圏域で、ちょっとした困りごとなどについて、住民同士で支えあえる仕組みづくりに対して助成するもので、3地域で支えあい事業を実施した。具体的には、高齢者や要援護者に対し、電球の交換・掃除・洗濯・買い物支援・通院の介助・庭の手入れ・ゴミ出しなど、ちょっとした困りごとに地域で支援をしていく仕組みづくりに取り組んだ。					
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
<b>実施状況</b>	5団体	5団体	4団体	3団体	3団体
※ふれあいのまちづくり協議会 ちょっとボランティア実施団体数					
<b>ウ. 課題・評価&lt;所管部局による自己評価&gt;</b>					
ワンストップサービス機能の構築については、助成を受けている16地域のほか、既存の行事の中で相談の場を設ける取組みが広がりを見せるなど、身近な相談機能づくりが浸透してきている。実施している地域では、定例的な活動として定着してきており、こうした相談を受けることで、高齢者やひとり暮らしの方の情報やニーズの把握につながっている一方で、担い手の人材不足や、高齢化により新規事業に取り組む余力がないふれまち協があるのが課題である。					
<b>エ. 今後の方向性</b>					
ワンストップ機能については、地域福祉センターをより身近で充実した場所として、福祉情報の提供及び身近な相談の窓口として定着するよう、継続的に地域に取り組んでもらう。そして、既に実施している地域での取組み実績を分析し、対応マニュアルの整備や相談員の研修などを進めるとともに、地域の実情に応じてできることから始めてもらうことにより、実施地域の拡大につなげていく。ふれまち協での実施が困難な地域については、あんしんすこやかセンターなど他の社会資源との連携や新たな支援の方法などを検討していく。					
<b>オ. 委員の意見</b>					
・ふれまちの機能向上の議論においては、相談機能充実だけでなく、土台となる組織運営（マネジメントやガバナンス）に関する部分が必要ではないか。HP等での情報公開がまだ不十分であり、広く市民の理解を得難い面もあると感じる。					

## “こうべ”の市民福祉総合計画 2015 検証・評価シート（平成 27 年度まで）

<b>大項目：1. ワンストップサービス機能の充実を中心とする相談機能の総合化</b>					
<b>小項目：(2) 民生委員・児童委員、主任児童委員の活動支援</b>					
<b>所管課：保健福祉局総務部計画調整課</b>					
<b>ア. 趣旨・目的</b>					
<p>民生委員・児童委員は、ひとり暮らしの高齢者や障がい者などの訪問、相談など、地域の中で決め細やかな福祉活動を担っている。</p> <p>今後ますます増加する福祉ニーズに対応し、よりよい福祉活動を行うため、地域住民組織・専門機関・社会福祉協議会・行政その他の関係機関がつながりを構築し、協働による福祉活動の充実を図るようバックアップしていく。</p>					
<b>イ. 主な取組みの実施状況</b>					
<p>① 民生委員活動のスキルアップ</p> <p>民生委員は、地域住民が安心して暮らせるような支援を行う身近な地域福祉の担い手として、地域のひとり暮らしの高齢者や障がい者の訪問、相談など、地域の中できめ細かな福祉活動を担っている。今後さらに増加が見込まれる福祉ニーズに対応するために、市民福祉大学において、民生委員のキャリアや立場に応じた様々な研修を実施し、民生委員活動のスキルアップを図った。</p> <p>平成 27 年度は新任研修 2 回、中堅研修 1 回、児童委員研修を 1 回、主任児童委員研修を 1 回、地区民生委員児童委員協議会会長・副会長研修 1 回、スキルアップ研修を 1 回開催。</p>					
	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
実施状況	7 回 (1722 人)	7 回 (1699 人)	6 回 (1988 人)	7 回 (1670 人)	7 回 (1633 人)
※民生委員研修開催回数（延べ人数）					
<p>② 広報</p> <p>また、市民の民生委員に対する信頼感が向上し、適切な活動が推進されるよう、民生委員の活動について、広報紙へ掲載（25 年度は一斉改選にあたり、全民生委員の名簿を区民版に掲載）や P R カード等の配布などにより、市民に幅広く広報するよう努めた。</p>					
<b>ウ. 課題・評価&lt;所管部局による自己評価&gt;</b>					
<p>近年、複雑・多様化している地域福祉課題や福祉関係法令の施行や改正に対応するため、それらの内容に即した研修を実施して、民生委員活動のスキルアップにつながる支援を行ったほか、民生委員の委嘱時の広報紙への掲載、チラシ・P R カード等の配布などの啓発（平成 25 年は一斉改選にあたり、より啓発活動を強化）により、市民に対する民生委員の活動の周知を進めた。</p>					
<b>エ. 今後の方向性</b>					
<p>今後ますます増加する、制度の狭間や、複合的な地域福祉課題をもつ生活困窮者や貧困家庭等に対応できるよう、引き続き民生委員活動の支援を図ってまいりたい</p>					
<b>オ. 委員の意見</b>					

## “こうべ”の市民福祉総合計画 2015 検証・評価シート（平成 27 年度まで）

大項目：1. ワンストップサービス機能の充実を中心とする相談機能の総合化
小項目：(3) 専門機関のアウトリーチ機能の充実と強化
所管課：保健福祉局障害福祉部障害者支援課
ア. 趣旨・目的
<p>専門機関が、ふれあいのまちづくり協議会などの地域活動と連携しながら、地域に出向いて相談に応じるなど、きめ細かく支援する機能（アウトリーチ機能）の充実のために、地域の支援者のネットワークを支援していく。</p> <p>また、専門機関による現場の判断を尊重するなど、専門機関による柔軟な支援のあり方を検討していく。</p>
イ. 主な取組みの実施状況
<p style="text-align: center;">大項目 2 - 小項目 (3) へ合わせて記載</p>
ウ. 課題・評価<所管部局による自己評価>
エ. 今後の方向性
オ. 委員の意見

1. (3)

## “こうべ”の市民福祉総合計画 2015 検証・評価シート（平成 27 年度まで）

<b>大項目：1. ワンストップサービス機能の充実を中心とする相談機能の総合化</b>					
<b>小項目：(4) 市民の支え合い活動の充実（インフォーマル、「制度外」サービスの充実）</b>					
<b>所管課：市民参画推進局市民協働推進課</b>					
<b>ア. 趣旨・目的</b>					
<p>多様化・複合化している福祉ニーズに対して、従来の市制度の拡充に加え、市民自らが当事者に近い福祉の担い手として参加するボランティアグループやNPOなどによる良質なサービスを広げるための支援策などについて、市民・事業者と協働で検討していく。</p>					
<b>イ. 主な取組みの実施状況</b>					
<p>① パートナーシップ活動助成 市民の支え合い活動の充実に向けて、これまでの行政による制度だけでは対応できないような、多様化・複合化している地域課題の解決に向けて取組みを行っているNPO等市民団体4団体に対して、「パートナーシップ活動助成」による支援を行った。(24年度以降累計13団体)</p>					
	<b>23年度</b>	<b>24年度</b>	<b>25年度</b>	<b>26年度</b>	<b>27年度</b>
<b>実施状況</b>	14 申請中 4 団体採択	11 申請中 5 団体採択	14 申請中 4 団体採択	11 申請中 4 団体採択	8 申請中 5 団体採択
※パートナーシップ活動助成 実績					
<b>ウ. 課題・評価&lt;所管部局による自己評価&gt;</b>					
<p>平成 27 年度から、「単年度では自立が難しい場合があり、少額でも複数年度助成してほしい」とニーズに対応するため、新たに複数年度コースを設け、制度の充実を図った。</p>					
<b>エ. 今後の方向性</b>					
<p>少子・超高齢化・人口減少社会を迎え、今後ますます市民活動の活性化が期待されるところであり、その推進のために制度の充実を図っていききたい。</p>					
<b>オ. 委員の意見</b>					
<p>・「パートナーシップ活動助成」以外で、他部署でも類似趣旨の事業があれば、合わせて示す方が全体像が捉えられるのでは（例. 高齢者関係での「生活支援・介護予防サポーター養成研修」）。</p>					

1. (4)

## “こうべ”の市民福祉総合計画 2015 検証・評価シート（平成 27 年度まで）

<b>大項目：1. ワンストップサービス機能の充実を中心とする相談機能の総合化</b>
<b>小項目：(5) 小規模多機能型・共生型事業所の展開</b>
<b>所管課：保健福祉局高齢部介護保険課・計画調整課</b>
<b>ア. 趣旨・目的</b>
<p>子どもから高齢者まで幅広い層の市民がともに集う世代間の共生ケアには当事者同士がケアしあう効果が期待されている。</p> <p>また当事者に地域社会とのつながり、人の尊厳を実感してもらう効果もあることから、今後地域ごとに福祉サービス必要量などを検討していく中で、生活エリアに密着した小規模かつ多機能な、共生型ケアの取組みの検討をしていく。</p>
<b>イ. 主な取組みの実施状況</b>
<p>①「小規模多機能型・共生型事業所の展開に向けた検討会」の実施 24年度に市（保健福祉局・こども家庭局）の関係課、市民福祉振興協会による検討会を設置し、（計9回開催）施策に向けた調査・検討を行った。</p> <p>②地域共生モデル事業 25年度に、市が設立支援を行い、UR都市機構と区社会福祉協議会とが連携することにより、NPOがURの空き店舗を活用し、地域と連携して高齢者と児童の世代間交流のほか、高齢者の見守りや介護予防などの取組みを行う地域共生モデル事業を開始した。</p>
<b>ウ. 課題・評価&lt;所管部局による自己評価&gt;</b>
<p>定期的にコミュニティ喫茶や高齢者に関する相談会を開催しており、高齢者のつどいの場として、見守りや介護予防の推進につながっている。</p> <p>また、児童との交流事業を実施することで、世代間交流、地域交流を図ることができた。</p> <p>今後、より多くの児童が交流事業の参加につながるような広報等を行っていくことが課題である。</p>
<b>エ. 今後の方向性</b>
<p>共生ケアが期待される拠点は、制度に基づく専門サービスを提供するものから居場所機能を担うものまで様々なかたちで展開することが想定されるが、このような福祉拠点が広がるような施策を検討していく。</p>
<b>オ. 委員の意見</b>
<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div>

1. (5)

## “こうべ”の市民福祉総合計画 2015 検証・評価シート（平成 27 年度まで）

<b>大項目：1. ワンストップサービス機能の充実を中心とする相談機能の総合化</b>					
<b>小項目：(6) 医療と福祉の幅広い連携</b>					
<b>所管課：保健福祉局高齢福祉部介護保険課、保健福祉局健康部地域医療課</b>					
<b>ア. 趣旨・目的</b>					
市民の生活の質を保つため、地域の医療機関と、看護・リハビリテーション・福祉サービスの関係機関、地域で見守り・支え合い活動を行う民生委員・地域住民組織や NPO、さらに区役所・区社会福祉協議会等との連携の仕組みを充実し、24 時間 365 日の地域生活の安心度を高めていく。					
<b>イ. 主な取組みの実施状況</b>					
① 地域包括ケアシステムづくり					
高齢者の介護について、医療・介護の連携強化のため、医療・介護関係者及び行政からなる「神戸市における地域包括ケアシステムについて考える会」に、25 年度・27 年度は介護事業者団体等を加えた「神戸市地域包括ケア推進会議」を開催し意見交換を行った。また、地域包括ケアを推進するため、地域ケア会議を 64 箇所のあんしんすこやかセンターが実施した。					
② 医療・介護の一体的サービス					
医療と介護のサービスを一体的に提供する定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所について、市内の全 9 区各 1 事業所（北区、西区は 2 事業所）の体制が整ったことにより、実践的な医療・介護連携の取組みが進んだ。					
	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
<b>実施状況</b>	—	5 事業所	9 事業所	9 事業所	11 事業所
③ その他					
「在宅医療・介護連携支援センター」の 28 年度からの設置に向けて、設置検討会を開催し、市医師会をはじめとする関係者と、センターの設置・運営に関する方針について協議を行った。また、「神戸在宅ケア研究所」について、神戸市における地域包括ケアシステム構築の推進団体として、「在宅医療・介護連携支援センター」に設置するコーディネーターの確保・育成をはじめとする新たな事業に取り組んでいくため、平成 28 年 4 月 1 日より「神戸在宅医療・介護推進財団」に名称を変更した。					
<b>ウ. 課題・評価&lt;所管部局による自己評価&gt;</b>					
医療と福祉の連携については、「神戸市における地域包括ケアシステムについて考える会」や「神戸市地域包括ケア推進会議」を開催し意見交換を行うことで、医療と介護の連携強化に向けて、医療・介護関係者間における課題・方向性の共通認識を図ることができた。また、地域ケア会議モデル事業の実施により、あんしんすこやかセンターが中心となって、区や日常生活圏域における多職種間連携の課題を抽出することができた。さらに、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が全区に整備されたことにより、医療と介護の連携における実践的な取組みが進んだ。					
「在宅医療・介護連携支援センター」の設置検討会の開催により、28 年度からのセンター設置に関する具体的な方針が決定した。また、「神戸在宅医療・介護推進財団」の発足により、地域包括ケアシステム構築の体制強化が図られた。					
<b>エ. 今後の方向性</b>					
医療と福祉の連携については、日常生活圏域レベルの地域ケア会議や全市レベルの地域包括ケア推進会議等において、多職種のネットワークの構築や情報共有方法等より具体的な連携方策の検討などを行うとともに、定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、事業者と連携しながら、普及に向けた取組みを進める。また、27 年度からの第 6 期介護保険事業計画において、在宅医療・介護連携の推進が地域支援事業に位置付けられ、地域の医療・介護の資源把握や在宅医療・介護連携に関する相談支援等の取組みを 30 年 4 月までに開始することとされている。そのため、28 年度には、医療・介護関係者からの在宅医療に関する相談受付や、多職種連携会議の開催を行う「在宅医療・介護連携支援センター」を市内 4 区 5 か所に設置予定であり、29 年度に全区に設置することを目指す。					
<b>オ. 委員の意見</b>					



## “こうべ”の市民福祉総合計画 2015 検証・評価シート（平成 27 年度まで）

<b>大項目：1. ワンストップサービス機能の充実を中心とする相談機能の総合化</b>					
<b>小項目：(7) マイノリティの支援</b>					
<b>所管課：保健福祉局総務部人権推進課、市長室国際部、市民参画推進局男女共同参画課、教育委員会</b>					
<b>ア. 趣旨・目的</b>					
<p>社会を取り巻く環境悪化などを要因として、特にコミュニケーション上の課題を抱えている外国人、性的少数者などマイノリティと称される方が、社会的な偏見、地域社会からの孤立などの不利益を受けやすい立場に追いやられていることがあります。市民・事業者・行政が協働して、これらの自ら助けを求めることが困難な市民が抱える問題の把握に努め、支援の仕方を検討していく。</p>					
<b>イ. 主な取組みの実施状況</b>					
<b>①市民啓発</b>					
<p>市民啓発による少数者への共感や共生への理解促進などを図り、すべての住民にとっての安心・安全なユニバーサル社会をめざし取り組んでいる。人権や多様性を尊重していくことの大切さを啓発するために、市民を対象に映画会（ハートフルシネマサロン、親子映画大会）や講演会（市民のつどい）を実施するとともに、中学生に対して人権啓発冊子「明日への飛翔」を配布し人権教育に活用している。</p>					
<b>②在住外国人への支援</b>					
<p>コミュニケーション上の課題を抱える外国人への支援として、神戸国際コミュニティセンターにおける外国人市民への生活相談や入国・在留及び行政手続きに関する専門相談及び区役所における電話による三者通訳を 7 か国語で、電話通訳では意思の疎通が図りにくい複雑な事例には同行通訳を 10 か国語で対応するとともに、NPO等と連携して、日本語を学ぶ場の提供への支援に努めた。</p> <p>また、外国人患者の通訳派遣に係る経費を患者と医療機関で負担する医療通訳派遣システムを、24年度より中央市民病院・西市民病院・西神戸医療センターにおいて、27年度からは新たに市内 2 病院（神戸大学医学部附属病院、兵庫県立こども病院）を追加して実施している（累計 604 件）。</p>					
実施状況	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
生活相談	6 か国語	6 か国語	7 か国語	7 か国語	7 か国語
三者通訳	6 か国語	6 か国語	7 か国語	7 か国語	7 か国語
同行通訳	6 か国語	6 か国語	6 か国語	10 か国語	10 か国語
※対応言語数推移					
<p>その他、セミナーや研修等を実施することで、マイノリティと称される市民への根強い偏見や差別をなくすとともに、共感や共生への理解を促進することで、少数者が地域社会から孤立することがないように市民啓発に努めた。</p>					
<b>ウ. 課題・評価&lt;所管部局による自己評価&gt;</b>					
<p>在住外国人への支援については、多言語対応の充実として生活相談・三者通訳・同行通訳の対応言語数の拡大や、生活情報を多言語で提供している神戸国際コミュニティセンターのホームページ「神戸リビングガイド」へのやさしい日本語の導入などを進めている。また、増加する外国人観光客の防災・避難対策のため、市内ホテル・旅館等で多言語防災カードを配布するなど、時代のニーズに合わせた対応を行っている。</p> <p>性的少数者の支援については、男女共同参画推進月間における NPO 法人との共催セミナーを実施するなど継続して市民啓発に取り組んでいく。併せて、支援者に対する研修の中で、DV 被害者の中には性的少数者を含めた様々なケースがあることを紹介し、正しい認識と理解を深めるように努めていく。</p>					
<b>エ. 今後の方向性</b>					
<p>マイノリティへの支援として、これまでの事業を継続するとともに、第 3 次神戸市人権教育・啓発に関する基本計画及び平成 28 年 3 月に策定した神戸市国際交流推進大綱に沿って、マイノリティと称される市民への偏見や差別をなくし、共感や共生への理解を促進することで、今後も支援を行っていく。</p>					
<b>オ. 委員の意見</b>					

## “こうべ”の市民福祉総合計画 2015 検証・評価シート（平成 27 年度まで）

<b>大項目：1. ワンストップサービス機能の充実を中心とする相談機能の総合化</b>					
<b>小項目：(8) 地域での居住の安定確保への支援</b>					
<b>所管課：住宅都市局住宅部住宅政策課</b>					
<b>ア. 趣旨・目的</b>					
高齢者、障がい者、子育て世帯などそれぞれの世帯の特性に応じた住宅に関する支援に取り組む。また、身近な地域で住まいに関する情報を届きやすくするため、神戸市すまいの安心支援センター（すまいるネット）と地域住民組織・NPO・福祉サービスの専門機関などとの連携による取組みを推進する。					
<b>イ. 主な取組みの実施状況</b>					
<b>① 「バリアフリー住宅改修補助事業」</b>					
高齢者、障がい者、子育て世帯、外国人世帯など（住宅確保要配慮者）について、それぞれの世帯の特性や課題に応じた居住の安定確保に関する施策を進めている。要支援・要介護認定を受けていない 65 歳以上の高齢者がいる世帯の住宅内（専有部分）のバリアフリー改修工事（手すり設置や段差解消など）への補助を行った。（補助実績 156 件）					
	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
<b>実施状況</b>	—	—	—	77 件	156 件
「バリアフリー住宅改修補助事業」実績件数					
<b>② こうべ賃貸住宅あんしん入居制度</b>					
神戸市すまいとまの安心支援センター（すまいるネット）と関係団体を構成員とする神戸市居住支援協議会（23 年度設立）において、高齢者等の民間賃貸住宅への円滑な入居を図るための「こうべ賃貸住宅あんしん入居制度」の創設を行い、26 年 10 月より受付を開始した。制度の開始にあたって、バリアフリー補助制度等とともに、各区あんしんすこやかセンターや民生委員児童委員協議会等へ情報提供を行う等、連携を図った。					
	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
<b>実施状況</b>	—	—	—	1 件	4 件
「こうべ賃貸住宅あんしん入居制度」実績件数					
<b>③ 親・子世帯の近居・同居住み替え助成事業</b>					
高齢期や子育て期を安心して過ごすための居住地の選択を支援するため、離れて暮らす子世帯と親世帯が近居・同居する際の引越しに伴う費用を助成する「親・子世帯の近居・同居住み替え助成事業」を実施した					
	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
<b>実施状況</b>	—	—	54 件	90 件	75 件
「親・子世帯の近居・同居住み替え助成」実績件数					
<b>ウ. 課題・評価＜所管部局による自己評価＞</b>					
居住の安定確保への支援として、「バリアフリー住宅改修補助事業」を新設したが、26 年度は発足初年度ということもあり、利用実績が少なかったが、広報の効果で 27 年度の実績が 26 年度の 2 倍を超えた。					
24～26 年度に実施した住宅確保要配慮者の困窮実態調査の結果等を踏まえつつ、居住支援協議会での議論を経て、「こうべ賃貸住宅あんしん入居制度」が実施できたことは大きな成果といえるものの、成約件数がまだ伸びていないことから、関係部局間との連携を図りながら、普及に力を入れることが必要である。					
「親・子世帯の近居・同居住み替え助成事業」については、H27 年度より市外からの移転について助成額の引き上げ等を行った結果、市外利用率が増加した。また、市外からの利用者に対するアンケートでも約 9 割の方から評価の声をいただいたことから、市外からの移転に対し改善の効果がみられた。					
<b>エ. 今後の方向性</b>					
居住の安定確保への支援については、「バリアフリー住宅改修補助事業」に関して、28 年度はさらに広報を充実させることで事業の利用・周知を促進していく。「こうべ賃貸住宅あんしん入居制度」についても、制度の普及に向けてさらに関係部局等との連携を図っていくとともに、市民ニーズに応える制度となるよう状況把握を行い必要な対応を行っていくことで、入居拒否対策を進める。また、住宅セーフティネットの再構築という視点で、市営住宅と民間賃貸住宅の役割分担を整理し、民間賃貸住宅の活					



用方策について引き続き検討を進める。「親・子世帯の近居・同居住み替え助成事業」については継続実施し、高齢期・子育て期を安心して過ごすための居住地選択の支援に加えて、市外からの若年人口の誘因も図る。

#### オ. 委員の意見

・地域での居住安定確保では、H27の現状(①～③)では障がい者があげられておらず多少違和感もある。

1. (8)

## “こうべ”の市民福祉総合計画 2015 検証・評価シート（平成 27 年度まで）

<b>大項目：1. ワンストップサービス機能の充実を中心とする相談機能の総合化</b>					
<b>小項目：(9)生活困窮とならないための支援</b>					
<b>所管課：保健福祉局総務部計画調整課・障害福祉課・保護課、こども家庭局青少年課</b>					
<b>ア. 趣旨・目的</b>					
景気低迷の長期化や雇用環境の悪化を受け、経済的自立が困難で生活に困窮している市民が増えており、セーフティネット対策として、生活保護に加え段階的な仕組みが必要となっている。国や県などの連携により、生活資金の貸付、生活保護受給者の就労支援などの対策を必要に応じて臨機応変に実施していく。					
<b>イ. 主な取組みの実施状況</b>					
景気低迷の長期化や雇用環境の悪化により、経済的自立が困難で生活に困窮する方が増える中、27年4月、生活困窮者自立支援法が施行された。					
①くらし支援窓口の設置					
生活困窮者自立支援法の施行に伴い、27年4月に各区福祉事務所に「くらし支援窓口」を設置した。生活困窮者からの相談を広く受けるとともに、個別のニーズに応えるため、法に基づいた各種支援を実施している。					
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
<b>実施状況</b>	—	—	—	—	2,183件
※相談案件数					
②住宅支援					
住居を喪失または喪失する恐れのある離職者に対し、住宅支援給付から引き続き、27年度からは住居確保給付を行いながら就労の支援を実施した。					
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
<b>実施状況</b>	675件	482件	324件	278件	154件
※支給決定件数					
③就労支援					
神戸市と兵庫労働局との間で協定を締結し、福祉事務所にハローワークの窓口を設置することで、ワンストップの就労支援事業を一体的に実施した。(25年2月～垂水区、25年9月～長田区、26年1月～北区・須磨区、27年1月～東灘区で実施。					
また神戸市とハローワークの連携による「生活保護受給者等就労自立促進事業」により、生活保護受給者等（住宅支援給付対象者、生活困窮者も対象）の就労支援に取り組んだ。					
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
<b>実施状況</b>	—	—	1,070人	1,952人	1,937人
※ハローワークとの一体的実施事業利用者数					
生活困窮者自立支援法に向けたモデル事業として、生活困窮者及び生活保護受給者の39歳までの若年層を対象とした「若年層の就労準備支援事業」をNPOへの委託により実施し、平成27年4月に生活困窮者自立支援法が施行されたことに伴い、稼働年齢層（15歳～64歳）に対象を拡大し「就労準備支援事業」を実施している。					
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
<b>実施状況</b>	—	—	22人	54人	112人
※就労準備支援事業支援者数					
市内4か所に設置されている障害者就労推進センターにおいて、ハローワークをはじめとする関係機関と連携しながら障害者の就労支援に取り組んでいる。(相談件数12,023件、就職者数172名)					
④学習支援					
24年度以降、生活保護世帯を対象に学習支援を実施してきたが、27年度から対象者を生活困窮世帯に拡大するとともに、全区においての実施（通年型もしくは短期集中型）に至っている。(参加登録者数410名、うち中学3年生117名の高校進学率99%)					
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
<b>実施状況</b>	—	31人	63人	102人	410人
※参加登録者数					

その他、若年者の自立・就業を目的として、青少年会館内にて「こうべ若者サポートステーション事業」を実施し、心理カウンセリングやキャリア形成相談などを行うことで、ニートやひきこもりなど社会的自立への阻害要因を抱える若者への心理面での自立支援に取り組んだ。

#### ウ. 課題・評価<所管部局による自己評価>

生活保護受給者・生活困窮者等への就労支援として、ハローワークの常設窓口設置を5区に拡大したことで、職業相談・職業紹介を一体的に行えるようになった。距離的な課題のある福祉事務所への設置が達成され、常設窓口を設置しない区では巡回相談を行うなど、就労支援事業の連携を図ることができた。

「学習支援事業」については、平成27年度で支援対象となった中学3年生の高校進学率が99%以上と、保護世帯の平均(94%)より上回り、事業の効果があったものと評価している。今後、対象となった子どもが高校卒業後に就労自立できれば、社会を担う人材の育成という側面で、将来的な効果も期待される。

#### エ. 今後の方向性

27年度に各区福祉事務所にくらし支援窓口が設置されたことに伴い、全区にくらし支援担当係長を配置した。28年度には家計相談支援事業を開始し、全ての任意事業の実施に至っている。また、28年度からは区社会福祉協議会の地域福祉ネットワークカーがくらし支援窓口のアウトリーチ機能を担い、連携して生活困窮者への支援を行っていく。

#### オ. 委員の意見

## “こうべ”の市民福祉総合計画 2015 検証・評価シート（平成 27 年度まで）

<b>大項目：1. ワンストップサービス機能の充実を中心とする相談機能の総合化</b>					
<b>小項目：(10) 権利擁護事業の充実</b>					
<b>所管課：保健福祉局総務部計画調整課</b>					
<b>ア. 趣旨・目的</b>					
判断能力が不十分な人が、安心して地域生活を送れるよう、福祉サービス利用援助事業と成年後見制度のさらなる利用促進を図っていく。さらに、神戸市成年後見支援センターにおいて、弁護士などの専門職後見人に加え、地域で暮らす同じ目線の「市民後見人」の養成と、その後市民後見人が地域で活動をおこなえるよう支援していく。					
<b>イ. 主な取組みの実施状況</b>					
① 成年後見制度についての広報・啓発					
神戸市成年後見支援センターでは、成年後見制度についての広報・啓発活動に努めるとともに、制度に関する相談を受け付けた。					
	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
<b>実施状況</b>	913 件	1,098 件	1,036 件	1,395 件	1,383 件
※成年後見制度に関する相談件数					
24 年度に東灘区に開設された「成年後見の利用手続き相談室」を、25 年度には垂水区及び西区、26 年度には長田区、27 年度には中央区に開設した。					
② 市民後見人の養成					
後見人の新たな担い手としてボランティアで後見活動を行う「市民後見人」の養成研修を引き続き実施、研修修了者を「市民後見人候補者名簿」に登録し、神戸家庭裁判所へ市民後見人候補者として推薦した。27 年度末時点で 26 名が市民後見人として後見活動を行っている。					
	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
<b>実施状況</b>	35 (20) 人	25 (16) 人	21 (21) 人		27 (27) 人
※市民後見人登録者数（カッコ内は 27 年度末現在）					
③ 権利擁護事業					
判断能力が不十分な人が安心して地域生活をおくってもらえるよう、こうべ安心サポートセンターを設置して、権利擁護相談、福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）、成年後見制度の相談をおこなっている。					
	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
<b>実施状況</b>	481 人	527 人	570 人	603 人	614 人
※福祉サービス利用援助事業 実利用者数					
<b>ウ. 課題・評価&lt;所管部局による自己評価&gt;</b>					
市民後見人については、23 年度に 1 名の受任があつて以来、着実に実績を伸ばしており、その活動内容も家庭裁判所から高い評価を受けている。27 年度末時点では、26 名が後見活動を行っている。					
「成年後見の利用手続き相談室」を 24 年度に東灘区に開設したのに引き続き、西区、垂水区、長田区、中央区に開設し、受任前の後見人候補者についても、その意欲と獲得した知識を活用することができた。					
<b>エ. 今後の方向性</b>					
市民後見人については、高まる第三者後見のニーズに対応するため、引き続き、市民後見人の養成と支援に努めるとともに、養成した市民後見人候補者の活躍の場を増やしていく。					
成年後見制度の利用促進のため、今後も相談体制を確保して実施するとともに、広報・啓発に努め、浸透・普及を図る。					
福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）など、多様なニーズに合った支援につなげていく。					
<b>オ. 委員の意見</b>					

## “こうべ”の市民福祉総合計画 2015 検証・評価シート（平成 27 年度まで）

<b>大項目：1. ワンストップサービス機能の充実を中心とする相談機能の総合化</b>
<b>小項目：(11) 行政の連携推進及び対応力の向上</b>
<b>所管課：市民参画推進局市民協働推進課、保健福祉局計画調整課</b>
<b>ア. 趣旨・目的</b>
<p>地域において課題解決が円滑に進むよう、各団体等と関係する市の各施策が調和するよう、行政内部の連携強化を進め、市民福祉の課題共有と課題克服を図っていく。</p> <p>また市民自らによる発信が困難な課題や新たな課題を発見するとともに、速やかな対応を図る。</p>
<b>イ. 主な取組みの実施状況</b>
<p>①行政内部の連携強化</p> <p>地域のコミュニティ施策に関わる庁内の関係部署による担当者会議を実施し、縦割りになりがちな施策を「横につなぐ」取組みを進めている。</p> <p>各区役所において、地域担当制により、地域の実情に応じて、ふれあいのまちづくり協議会などの地域団体の自主的な地域活動を効果的・効率的に支援している。</p> <p>②地域福祉ネットワークとの連携</p> <p>区役所内の関係部署による担当者会議を実施し、縦割りになりがちな施策を「横につなぐ」取組みを進めるとともに、地域福祉ネットワークのさらなる活用を探るため、「ネットワーク事業連絡会」（区社協、市社協、市）を定期的に行き開催し、現在の取組みにおける課題の整理や情報の共有を行っている。</p>
<b>ウ. 課題・評価＜所管部局による自己評価＞</b>
<p>ワンストップ機能の充実、分野を超えた対応、自分ではサービスを利用することが困難な方への対応など、相談対応の総合化に向けた取組みを進めた。</p>
<b>エ. 今後の方向性</b>
<p>27 年度に引き続き、コミュニティ施策を所管する各部局や区役所をメンバーとする「コミュニティ行政プロジェクトチーム」を設置し、「神戸市地域コミュニティ施策の基本指針」に基づく施策の実現に向けて検討を行う。</p> <p>また、地域担当者のサポート体制の強化、支援者間や本庁所管課、地域福祉の推進を担う区社会福祉協議会との連携強化及び役割分担の整理など地域を担当する組織及び職員の充実を図る。</p> <p>27 年 4 月、各区福祉事務所に「くらし支援窓口」が設置され、生活困窮者からの相談を受けている。28 年度からは、地域福祉ネットワークがくらし支援窓口のアウトリーチ機能を担い、両者が協力連携して、地域の生活困窮者に関する支援を行う。</p>
<b>オ. 委員の意見</b>
<div style="border-bottom: 1px solid black; width: 100%;"></div>

## “こうべ”の市民福祉総合計画 2015 検証・評価シート（平成 27 年度まで）

<b>大項目：2. コーディネーターの配置をはじめとする、地域の多様な支援者間の連携を支援</b>					
<b>小項目：(1)「地域福祉ネットワーカー」を配置</b>					
<b>所管課：保健福祉局総務部計画調整課</b>					
<b>ア. 趣旨・目的</b>					
複合的課題を抱える市民に対して、円滑で柔軟な支援が可能となるよう、多様な関係機関・関係者との間のネットワーク構築を主たる業務とする「地域福祉ネットワーカー」を配置して、地域での普段から顔の見える関係づくりと、つなぎの円滑化を図る。					
<b>イ. 主な取組みの実施状況</b>					
① 地域福祉ネットワーカーの配置と実績					
23 年度より各区社会福祉協議会に「地域福祉ネットワーカー」を 26 年度は新たに順次配置し、27 年度には全区配置が完了した。関係機関間のネットワーク構築に取り組んでおり、具体的には、「認知症高齢者や家族を地域で支えるための仕組みづくり」、「地域住民から排除を求められる方に対する支援」、「ふれあいのまちづくり協議会を単位とした福祉を考える場づくり」、「絆サポーター事業の推進」、「引きこもり中高年の自立に向けた支援」、「ちょっとした困りごとを地域で助け合う仕組みづくり」などに取り組んだ。					
	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
配置状況	1 人	3 人	4 人	7 人	9 人
※地域福祉ネットワーカー配置数					
② 地域福祉ネットワーカーのスキルアップ					
これまでの実績を踏まえ、事例集を作成するなど、地域福祉ネットワーカーをはじめ、各区社会福祉協議会のコーディネーターなど職員間で情報共有しながら、潜在的または複合的課題をかかえる市民への対応力の向上に努めている。					
地域福祉ネットワーカーと同様の役割を担うコミュニティ・ソーシャルワーク（CSW）機能を有する職員が配置されている他市（尼崎市・伊丹市）と合同で、CSW 研究会を年間 3 回を基本に実施し、コミュニティ・ソーシャルワーカーの役割などを他市との比較の中で整理するとともに資質の向上等の課題研究を行った（24 年度から累計 14 回）。					
③ 地域課題に向けた仕組み					
これまでに地域福祉ネットワーカーが把握した福祉課題から、例えば東灘区では「障がいのある子どもと保護者への支援体制づくり」、中央区では「外国籍児童への地域での支援体制づくり」など、課題を抱える地域と NPO をつなぎ、課題解決に向けた仕組みづくりを進めている。					
<b>ウ. 課題・評価＜所管部局による自己評価＞</b>					
地域福祉ネットワーカーが各区において取り組んでいる分野は様々であるが、いずれの取組みも、既存の仕組みでは対応できていない地域課題や制度の狭間・複合的な生活課題を抱える要援護者に対する支援などのニーズを汲み上げ、その課題解決を契機に従来つなげていなかった関係機関のネットワーク化を実現している。今回、事例集を作成し、地域共通の課題として普遍化し情報共有することで、他の地域への波及に努めている。					
<b>エ. 今後の方向性</b>					
地域福祉ネットワーカーについては、27 年度に全区への配置が実現し、28 年度には「くらし支援窓口」のアウトリーチ機能を専門に担う地域福祉ネットワーカーを新たに配置し（+11 名により合計 20 名）、全区複数配置としている。くらし支援窓口が開催する「支援調整会議」に出席するなど、地域における生活困窮者に対する支援の状況、及び地域づくりとネットワーク等に関して協議を行い、対象世帯の自立へ向けた支援に取り組む。今後、各区社会福祉協議会のコーディネーターなど職員間での情報共有をしながら、潜在的または複合的課題をかかえる市民への対応力の向上に努め、地域の取組みを効果的に支援する体制づくりを強化していく。また、地域福祉ネットワーカーと区社協内のコーディネーターや地域の協力者との新たな連携のあり方などの検討を行っていく。					
<b>オ. 委員の意見</b>					



## “こうべ”の市民福祉総合計画 2015 検証・評価シート（平成 27 年度まで）

<b>大項目：2. コーディネーターの配置をはじめとする、地域の多様な支援者間の連携を支援</b>					
<b>小項目：(2) 地域福祉に携わる人材のレベル向上策（コーディネート機能の向上）</b>					
<b>所管課：保健福祉局総務部計画調整課</b>					
<b>ア. 趣旨・目的</b>					
<p>地域福祉に携わる、要援護者のキーパーソン（民生委員・主任児童委員・ケアマネージャー・医療関係者・NPOスタッフ・専門機関の職員・保健師等の行政職員など）が連携して要援護者にアプローチしていくため、地域福祉ネットワークが中心となり、関係者と協働して事例を蓄積・収集するとともに、活動の成果となる各種対応マニュアルを作成し、各地域資源に還元していく。</p>					
<b>イ. 主な取組みの実施状況</b>					
<p>①災害時に活かせるネットワークづくり                  地域福祉ネットワークの活動の中で、災害時に備えた地域での取り組み意識を根付かせるため、地域における高齢者や障がい者など要援護者の情報を集約し、災害時に活用できる地域での支援ネットワークづくりや、平常時にも機能する見守り体制の構築のために、地域の支援者への働きかけを行った。</p>					
<p>②地域活動者向け研修                  また、地域における福祉人材の養成・確保のため、市民、地域活動者、社会福祉従事者を対象とした多様な研修を実施しており、地域活動者対象研修においては、地域の相談力の向上のため、民生委員・児童委員を対象にスキルアップ研修を実施した。</p>					
	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
<b>実施状況</b>	4623 人	5083 人	4997 人	4592 人	4534 人
※市民福祉大学 地域活動者向け研修延べ参加者数					
<p>③「地域福祉ネットワーク事業」事例集の作成                  平成 23 年度からおこなっている「地域福祉ネットワーク事業」の今までの取り組みを関係機関や地域の方々に広く周知するとともに、地域福祉ネットワークのスキルアップを図ることを目的に、事業取り組み事例集を平成 26 年度に作成し、神戸市社会福祉協議会のホームページに掲載している。</p>					
<b>ウ. 課題・評価＜所管部局による自己評価＞</b>					
<p>地域福祉ネットワークが各区において取り組んでいる分野は様々であるが、いずれの取り組みも既存の仕組みでは対応できていない地域課題や制度の狭間・複合的な生活課題を抱える要援護者に対する支援などのニーズをくみ上げ、その課題解決を契機に従来つながっていなかった関係機関とのネットワーク化を実現している。</p>					
<b>エ. 今後の方向性</b>					
<p>地域福祉に携わる人材のレベル向上策について、今後も高齢者や障がい者への関わり方の理解を深める研修会の実施や当事者との交流の場を設定し、災害時の支援に必要な知識や日常的な見守り等の支援の必要性を認識してもらい、地域での支援体制の強化につなげていく</p>					
<b>オ. 委員の意見</b>					
<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div>					

## “こうべ”の市民福祉総合計画 2015 検証・評価シート（平成 27 年度まで）

<b>大項目：2. コーディネーターの配置をはじめとする、地域の多様な支援者間の連携を支援</b>
<b>小項目：(3) 社会福祉施設等による地域支援機能の充実</b>
<b>所管課：市民参画推進局市民協働推進課、子ども家庭局振興課、保健福祉局障害者支援課</b>
<b>ア. 趣旨・目的</b>
<p>社会福祉施設などが地域住民や地域住民組織と連携し、地域の課題を考え行動することや、日ごろから施設等の分野を超えて、地域の身近な相談場所（案内場所・居場所）となることが求められていることから、社会福祉施設等と協働して地域支援の充実のあり方を検討する。</p>
<b>イ. 主な取組みの実施状況</b>
<p><b>①地域支援機能の充実</b></p> <p>社会福祉施設等による地域支援機能の充実のための取組みを進めている。</p> <p>おおむね小学校区ごとに整備されている地域福祉センターを活用して、地域における福祉ニーズの発見や、関係機関等との連携による支援体制づくりを行っている。</p> <p>また、地域子育て支援センターでは、保育所や地域福祉センターなどの社会福祉施設を活用し、地域の親子連れが交流する場を提供しており、保育所の園庭開放など子育て支援情報の提供を行っている。25 年度からは東灘、長田、須磨の 3 区で保育所の場を活用した保育体験型親支援事業に取り組むなど個別支援や少人数のひろばなどにより、きめ細かい支援を行っている。</p> <p>各区自立支援協議会では、災害時避難訓練や、啓発活動等を実施している。また、市内 5 か所の障害者地域生活支援センターに配置している地域支援員を中心に、地域の関係機関・団体等と連携し地域活動を支援した。地域支援員の具体的な取組みとして、障害者の地域移行・地域支援に関する研修の実施、各地域における啓発事業等を実施した。</p> <p><b>②専門機関のアウトリーチ機能</b></p> <p>障害者地域生活支援センターまで相談に来ることが難しい重度の障がい者に対し、区や関係機関からの情報提供や訪問依頼を受けて、訪問・面接を行い、障害福祉サービスの調整など必要な支援を行った。</p>
<b>ウ. 課題・評価＜所管部局による自己評価＞</b>
<p>地域子育て支援センター事業については、親子を対象としたひろばの提供、妊婦や子育て支援者を対象とした講座や子育て支援情報の発信など、各区の状況やニーズに合わせ、地域に根ざした、きめ細やかな支援に取り組むことができた。</p> <p>各区自立支援協議会では、支援者のネットワークの構築や各区の実情に応じた課題解決のための協議が実施できている。</p> <p>地域支援員の取組みとして、地域移行・地域支援に関する支援者向けの研修を年 3 回実施した。</p>
<b>エ. 今後の方向性</b>
<p>今後も各区自立支援協議会の取組みを継続し、地域の課題について必要な取組みをすすめる。地域支援員は、継続して地域の関係機関と連携し、研修や啓発活動を実施する。</p>
<b>オ. 委員の意見</b>
<p>・今後は子育て分野（既に地域支援が相当充実）に加えて、高齢や障がいの分野で一層の地域支援拡充が求められる。例えば、高齢者施設での在宅介護者支援や集会室開放（地域住民の利用）が促進されるとよい。</p>

## “こうべ”の市民福祉総合計画 2015 検証・評価シート（平成 27 年度まで）

<b>大項目：3. コミュニティビジネスの取組み支援など、地域福祉の今日的な課題への対応</b>				
<b>小項目：(1) コミュニティビジネスを志向する市民を支援</b>				
<b>所管課：市民参画推進局市民協働推進課・勤労市民課、保健福祉局計画調整課</b>				
<b>ア. 趣旨・目的</b>				
市民・事業者・行政が協働し、行政と地域の担い手とがともに公共的サービスを担い、市民の利益につながるような活動の支援について検討・推進していくとともに、地域福祉の今日的な課題について、重点的に取り組む。				
<b>イ. 主な取組みの実施状況</b>				
① ソーシャルビジネスを支援する取組み				
<p>コミュニティビジネス（注 1）を含むソーシャルビジネス（注 2）を志向する市民や地域住民組織等を支援する取組みを進めている。社会的課題について、24 年度まで開催したソーシャルビジネス円卓会議において出された意見をもとに、事業性を確保しつつ解決できるよう NPO・事業者が取り組む事業を支援した。</p> <p>市内において先進的に実施しているソーシャルビジネス事業に対してビジネスマーク認証を行うと共に、広報紙への掲載を行うなど、積極的に広報活動を行った。</p> <p>また、25 年度よりソーシャルビジネス推進助成制度を実施した。</p>				
	<b>24 年度</b>	<b>25 年度</b>	<b>26 年度</b>	<b>27 年度</b>
<b>実施状況</b>	ビジネスマーク認証 スタートアップ 1 事業 モデル 2 事業	ビジネスマーク認証 スタートアップ 1 事業 モデル 2 事業 推進助成 準備創業期 3 事業 発展期 1 事業	ビジネスマーク認証 スタートアップ 1 事業 モデル 0 事業 推進助成 準備創業期 2 事業 発展期 1 事業	ビジネスマーク認証 スタートアップ 3 事業 モデル 0 事業 推進助成 準備創業期 1 事業 発展期 1 事業
※ビジネスマーク認証・ソーシャルビジネス推進助成 実績				
② 研修の実施				
<p>市民福祉大学では、市民を対象として、コミュニティビジネスに関する入門講座を実施した（参加者数 40 名）。</p> <p>また、神戸いきいき勤労財団では、コミュニティビジネスの起業に関心のある方々を対象に、先進事例の紹介や事業計画の立て方、事業の立ち上げまで支援を行う「コミュニティビジネス実践講座」について、地域課題の解決に取り組む人材育成を目的とする「社会貢献塾」と連携する形で開催し、地域活動リーダーの育成を図った（参加者数 25 名）。</p> <p>（注 1）「コミュニティビジネス」：福祉、子育て、教育、まちおこしなどの地域の課題を、事業性のある手法を用いて解決する活動のこと。</p> <p>（注 2）「ソーシャルビジネス」：貧困問題、まちづくり等の社会的課題を、事業性のある手法を用いて解決する活動のこと。</p>				
<b>ウ. 課題・評価＜所管部局による自己評価＞</b>				
<p>ソーシャルビジネス推進策の実施にあたっては、24 年度以降、各支援機関との協働により実施しており、25 年度からソーシャルビジネス推進助成を新たに実施した。また、学識経験者、各支援機関、先輩起業家等で構成する「ソーシャルビジネス推進委員会」を開催し、推進委員の意見を踏まえて広報の充実など推進策の改善を行っている。</p> <p>コミュニティビジネスに関する研修・講座の開催については、受講者の中から実際にグループの立ち上げや準備を行う人が出るなど、具体的な成果があがっており、地域活動リーダーの育成にもつながっている。</p>				
<b>エ. 今後の方向性</b>				
<p>社会的課題解決に取り組むソーシャルビジネスに関しては、今後も各支援機関との協働によってソーシャルビジネス推進策を実施していくとともに、ソーシャルビジネス推進委員、K O B E ソーシャルビジネスマーク認証団体等の意見を踏まえ、さらなる広報の充実、新規事業の導入などより良い推進策となるように検討を進める。</p>				

3. (1)

## “こうべ”の市民福祉総合計画 2015 検証・評価シート（平成 27 年度まで）

大項目：3. コミュニティビジネスの取組み支援など、地域福祉の今日的な課題への対応
小項目：(2) 地域と協働するNPOや社会福祉施設等を支援
所管課：保健福祉局計画調整課、市民参画推進局勤労市民課
ア. 趣旨・目的
市民によるコミュニティビジネスの取組みに加え、NPOや社会福祉施設などが、地域と協働してコミュニティビジネスによる地域福祉活動に取り組むための支援の仕組みを検討する。
イ. 主な取組みの実施状況
大項目2－小項目（1）及び大項目2－小項目（3）に合わせて記載
ウ. 課題・評価<所管部局による自己評価>
エ. 今後の方向性
オ. 委員の意見

3. (2)

## “こうべ”の市民福祉総合計画 2015 検証・評価シート（平成 27 年度まで）

<b>大項目：3. コミュニティビジネスの取組み支援など、地域福祉の今日的な課題への対応</b>					
<b>小項目：(3)新たな担い手市民を輩出する方策</b>					
<b>所管課：保健福祉局計画調整課・高齢福祉課・介護保険課、こども家庭局こども青少年課</b>					
<b>ア. 趣旨・目的</b>					
<p>今後も地域福祉を充実させ、維持していくためには子どもから高齢者まですべての市民が福祉に関心を持つことが大切である。また、意欲・能力・可能性のある市民は、本人の年齢や性別に関係なく、少しずつでも地域の中で福祉活動に参加できることが必要である。様々な担い手育成について、社会福祉協議会、NPO、企業、大学などの多様な機関・団体と連携を深めるとともに、市民が福祉活動に参加しやすくなるよう、啓発や研修および環境づくりなどの取組みを充実する。</p>					
<b>イ. 主な取組みの実施状況</b>					
①市民福祉大学、ボランティアセンター					
市民福祉大学では、市民の福祉に関する理解と参加を推進するため、福祉に関する啓発セミナーやボランティア講座等を実施している。また、各区社会福祉協議会が運営するボランティアセンターでは、ボランティア活動の総合相談、情報提供、コーディネートなどを行っている。					
	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
実施状況	4,228 人	4,014 人	2,979 人	3,436 人	3,622 人
※市民福祉大学（市民対象講座）延参加者数					
	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
実施状況	8,429 人	6,966 人	9,025 人	6,192 人	7,348 人
※区ボランティアセンター実施講座延参加者数					
②ふたばシニア塾					
ふたばシニア塾では、ふたば学舎（旧二葉小学校）において、シルバーカレッジによる出前講座（7回）やOBによる講座（5回）を開催し、高齢者が地域社会の担い手となるきっかけづくりを支援している。					
③ユニバーサルデザインの普及・啓発					
市民が、講義やまち歩き、ワークショップなどを通じてユニバーサルデザイン（UD）について学ぶ「こうべUD大学」を開催するとともに（通年制全 10 回+公開講座 1 回実施）、その修了者などが「こうべUDサポーター」として、小・中学校へのUD出前授業の講師となる出前事業の実施（25 小中学校）、地域組織が実施するUDの視点での先進的な取組みをUDサポーターの協力により冊子にして配布していくなど、UDの理念が市民生活に浸透し、まちづくりがUDの視点をもって取り込まれるよう、さまざまな事業を実施している。					
④介護人材					
介護人材の確保・育成の取組みとして、23 年度から市独自事業として、神戸市高齢者介護士認定事業を新たに実施。24 年度からはケアマネジャーの能力向上のため、自立支援型ケアマネジメント研修を実施するとともに、25 年度・27 年度には少人数事業所のケアマネジャーを対象としたアウトリーチ型研修を実施。26 年度には事業者団体と連携し、高校新卒者に特化した採用促進事業を実施するとともに、潜在的な介護人材を発掘するため、就労支援セミナー及び施設見学会を開催した。さらに、シルバー人材センターと連携し、高齢者人材を介護分野の就労等に繋げる高齢者人材創出・就労支援事業を実施した。					
また、拠点児童館は、昨年度に引き続き全市で 7 館の運営体制となっており、各館で 20～25 人程度のシニアボランティアを養成し、区内の子育て講座に派遣し、託児スタッフとして活動を行った。					
<b>ウ. 課題・評価&lt;所管部局による自己評価&gt;</b>					
市民福祉大学（市社協）では各区ボランティアセンターとの連携を進めている。具体的には春に各区で手話入門講座を行い、修了者の中で手話に興味をもった人が、秋に行われている市民福祉大学の手話講座（基礎編）に参加し、ステップアップできるような仕組みを作っており、効果をあげている。					
各拠点児童館にて開催している専門講座については、参加者から高い評価をもらっている。療育指導事業の地域における展開をより充実させるといった、さらなる専門性向上など、拠点児童館が果たすべき役割の検討や、子育て世帯の抱える課題への対応など、新しい取り組みを行っていく必要がある。					



## エ. 今後の方向性

福祉の担い手づくりについては、コミュニティビジネスを志向する市民や団体等への具体的な支援を実施するとともに、より多くの市民が福祉に関心を持ち、参加できるよう、様々な形で、ボランティアの養成等を行う。また、地域とNPO等が連携して課題解決に向けた取り組みが広がるような支援を引き続き行っていく。各局がおこなっている担い手育成講座については、重複を避け、市民目線で総合的・体系的に整理し、連携できる仕組みを作っていく。

一方、今後高齢化が急速に進展していく中で、着実な福祉・介護人材の確保が必要なことから、国や県が実施している福祉人材確保策と連携・調整を図りながら、潜在的介護職員の復職を支援する講習の実施や、経済連携協定（EPA）を活用した外国人介護福祉士候補者の受入れ制度のセミナーを開催するなど、人材確保・育成施策を進めていく。

## オ. 委員の意見

3. (3)

## “こうべ”の市民福祉総合計画 2015 検証・評価シート（平成 27 年度まで）

<b>大項目：3. コミュニティビジネスの取組み支援など、地域福祉の今日的な課題への対応</b>					
<b>小項目：(4) 災害時等における要援護者の避難支援</b>					
<b>所管課：保健福祉局計画調整課</b>					
<b>ア. 趣旨・目的</b>					
<p>地震や豪雨災害など大きな災害の危険は常にあると意識し、高齢者・障がい者などの支援を要する市民が、安全に避難できるよう支援する仕組みづくりが必要である。災害時には、まず一人ひとりが自分自身や家族の安全を確保し、近隣住民による安否確認や避難誘導などのお互いが助け合う取り組みが重要である。そのためには、市民の生命の安全確保を主眼とし、個人情報の保護に配慮しながら、要援護者の情報について関係機関や地域の実情に応じた避難支援体制づくりが進むよう、地域主体の取り組みを支援していく。</p>					
<b>イ. 主な取組みの実施状況</b>					
<b>① 要援護者の避難体制づくり</b>					
<p>25 年 4 月に施行された「神戸市における災害時の要援護者への支援に関する条例」に基づき、災害時に高齢者や障がい者などの支援を要する市民が安全に避難できるよう、関係機関との情報共有や地域主体の共助の取組みによる避難体制づくりへの支援を行っている。</p> <p>取組みの啓発のため、25・26 年度はリーフレットやガイドラインを作成し、支援団体の担い手となる防災福祉コミュニティ、ふれまち協、民生委員・児童委員協議会などに対して様々な機会をとらえて周知に努めた。また、取組みを始める地区に対して、先進地区の代表者に取組み事例を紹介してもらい「講師派遣」や、防災訓練の計画づくりといった具体的な取組みを形にするための「専門家派遣」など、地域の実情に応じた支援を行った。27 年度は新たに、災害時要援護者支援シンポジウムと市内 5 会場での地区説明会を開催し、条例や先進取組み地区の活動の紹介、個人情報の取扱いについての説明などを行った。28 年 3 月末現在、49 地区・団体に取組みが始められている。</p>					
	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
<b>実施状況</b>	—	20 か所	30 か所	42 か所	49 か所
※取組地区・団体数					
<b>② 福祉避難所</b>					
<p>一方、要援護者の避難生活の支援として、小中学校などの避難所での生活において、何らかの特別な配慮を要する方のために、地域福祉センターや老人福祉施設を福祉避難所として指定しており、26 年度は宿泊施設の指定を進め、27 年度は大学等との指定を進め、28 年 3 月末時点で 335 施設となった。</p>					
	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
<b>実施状況</b>	223 か所	320 か所	320 か所	330 か所	335 か所
※施設数					
<p>また、25 年度は老人福祉施設への防災行政無線の設置や地域福祉センターのバリアフリー化など環境整備を進め、26 年度は簡易ベッドや簡易トイレ、流動食など要援護者用物資の備蓄を行った。あわせて、25・26 年度にかけて、民間企業や団体と物資や要援護者の移送に関する災害協定を締結し、福祉避難所等における要援護者の支援の充実に努めた。</p>					
<b>ウ. 課題・評価&lt;所管部局による自己評価&gt;</b>					
<p>災害時の要援護者への支援については、政令市初となる条例が施行され、要援護者を支援する理念や支援団体の役割が規定されたことで、広く市民に注目されることとなり、条例施行後の 2 年間で新たに 28 地区・団体に取組みが始められている。</p>					
<b>エ. 今後の方向性</b>					
<p>災害時の要援護者への支援については、地域の共助の取組みが進むよう、今後も引き続き災害時要援護者支援シンポジウムや市内での地区説明会を開催し、条例や先進取組み地区の活動の紹介、個人情報の取扱いについての説明などを行っていく。また、避難所生活において特別な配慮の必要な要援護者に公正な対応ができるよう、要援護者用物資の備蓄を行うほか、要援護者の支援の充実に努める。</p>					
<b>オ. 委員の意見</b>					

## “こうべ”の市民福祉総合計画 2015 検証・評価シート（平成 27 年度まで）

<b>大項目：3. コミュニティビジネスの取組み支援など、地域福祉の今日的な課題への対応</b>					
<b>小項目：(5) 高齢者の孤立の防止・見守り</b>					
<b>所管課：保健福祉局高齢福祉部介護保険課</b>					
<b>ア. 趣旨・目的</b>					
ひとり暮らし高齢者などの見守り施策を積極的に推進してきた。今後さらに少子高齢化の進展、単身高齢者世帯の増加が予想されるなか、これまで以上に市民・事業者・行政が協働して、地域において高齢者などの実態にあった見守りを進めるためのあらゆる手段を検討し、取り組んでいく。					
<b>イ. 主な取組みの実施状況</b>					
市民・事業者・行政が協働して、地域において高齢者等の実態に即した見守りや支え合いを進めるため、様々な取組みを行っている。					
①地域見守り・支え合いシステム					
あんしんすこやかセンターに地域支え合い推進員（27 年度末現在 78 名）見守り推進員を配置し、地域における見守りを中心的に担っている民生委員や友愛訪問ボランティア等と連携・協働を図りながら、住民相互に見守りや支え合いができるようなコミュニティづくりを支援する神戸市独自の地域見守り・支え合いシステムを展開している。					
また、あんしんすこやかセンターの出張所的な役割として、高齢化率の高い公営住宅等にあんしんすこやかルームを設置（27 年度末現在 42 か所）し、見守り推進員を配置（同 54 名）して、コミュニティづくりや見守りを行っている。					
	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
<b>実施状況</b>	47, 230 世帯	48, 196 世帯	46, 090 世帯	40, 332 世帯	39, 716 世帯
※見守り支援者による見守り訪問世帯数					
	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
<b>実施状況</b>	343 か所	327 か所	322 か所	313 か所	307 か所
※育成支援コミュニティサポートグループ数					
その他、ガスメーター等の I C T を活用した見守りサービス事業（27 年度末現在 170 台設置）により、見守り活動を補完している。					
②民間事業者との連携					
日常的に高齢者と関わりのある民間事業者を活用した見守り体制の協力事業者として、配達事業者のほか、高齢者が利用する機会の多いコンビニエンスストアや住宅管理事業者、金融機関にも対象を拡充し、事業者と協定を締結し、ひとり暮らし高齢者等の安否を確認し、異常を察知した場合にはあんしんすこやかセンターへ通報する体制づくりを進めた（27 年度末現在 28 事業者と協定締結）。					
	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
<b>実施状況</b>	13 件	49 件	73 件	47 件	54 件
※協力事業者による通報件数					
③啓発					
高齢者の地域見守り活動について、より幅広く市民に関心を持ってもらうために公募により決定した高齢者地域見守りキャラクターを活用した啓発チラシやグッズを作成し、高齢者の地域見守りの普及・啓発のため活用した。					
<b>ウ. 課題・評価&lt;所管部局による自己評価&gt;</b>					
平成 27 年度より地域支え合い推進員を配置することにより、見守り活動を発展させ、住民相互に見守り支え合えるような地域づくりを始めることができた。新たな協力事業者が増え、地域に見守りの目を増やすことができた。					
<b>エ. 今後の方向性</b>					
今後さらに高齢化が進み、単身高齢者等気になる高齢者が増えると予測される中で、さらに地域住民主体の支え合い活動を推し進めていく。					
高齢者自身を含めた多くの市民が見守りや地域活動の担い手となれるように、あんしんすこやかセンターや地域支え合い推進員を中心が中心となり、地域住民や関係者に働きかけていく。					
<b>オ. 委員の意見</b>					

## “こうべ”の市民福祉総合計画 2015 検証・評価シート（平成 27 年度まで）

<b>大項目：3. コミュニティビジネスの取組み支援など、地域福祉の今日的な課題への対応</b>					
<b>小項目：(6) 自殺対策の総合的な推進</b>					
<b>所管課：保健福祉局障害福祉部障害福祉課（こころの健康センター）</b>					
<b>ア. 趣旨・目的</b>					
自殺は心の健康問題のみならず、経済・生活問題をはじめ様々な社会的要因が複雑に関係しあって起こるものである。精神保健や産業保健の観点だけでなく、社会・経済的な視点も含めて、総合的かつ緊急に自殺対策にかかる基本計画である「神戸いのち大切プラン」に基づき、自殺対策を総合的に推進する。また、うつ病対策のひとつとして、かかりつけ医から精神科医へのスムーズな紹介を行い、「神戸 G-P ネットワーク」の充実を図る。					
<b>イ. 主な取組みの実施状況</b>					
① 自殺対策の推進					
自殺対策にかかる基本計画である「神戸いのち大切プラン」に基づき、精神保健や産業保健の観点だけでなく、社会・経済的な視点も含め、総合的な自殺対策を推進している。					
自殺対策の専門相談や、支援を行う人材の育成、自殺対策に関する情報収集と情報発信、電話相談や遺族を支援する民間団体等との連携を行うための核となる「自殺予防情報センター」をこころの健康センター内に設置し（24 年度）、精神保健福祉相談に加え、自殺予防に関する電話相談を実施し、年間 2,000 件を超える相談に対応している。					
	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
<b>実施状況</b>	1, 202 件	2, 340 件	2, 016 件	2, 043 件	1, 996 件
※自殺予防とこころの健康電話相談件数（23 年度は専門相談）					
② 神戸 G-P ネット					
うつ病の初期段階は身体的な症状が出現し、かかりつけ医を受診する人が多いと言われていることから、かかりつけ医において、うつ病の早期探知を行うとともに、必要に応じ専門医を紹介することにより、自殺予防につなげようとする市独自の医療連携システムである「神戸 G-P ネット」の運用を行った。（利用実績 5 件）					
<b>ウ. 課題・評価&lt;所管部局による自己評価&gt;</b>					
自殺対策にかかる基本計画である「神戸いのち大切プラン」を平成 23 年 3 月に策定し、自殺対策を総合的に推進してきた。自殺予防の専門相談や支援者の人材育成、自殺未遂者対策に取組み、神戸市の自殺者は、平成 23 年 354 人から平成 27 年には 297 人に減少している。しかし、自殺者が急増する前の水準よりは自殺者が多い状況が続いている。また、若年層の自殺者数は横ばい状態であり、若者の自殺予防は特に重点的に取り組むことが必要である。					
神戸 G-P ネットについては、軽微なうつ病のケースは、医師同士の通常の連携の中で対応しており、入院を要するケースでの活用となっている。G-P ネットの運営方法等再検討が必要である。今後も、自殺につながりうる様々な要因の相談機関の連携をはかり、包括的に相談者と支援者を支える体制づくりを進めていく。					
<b>エ. 今後の方向性</b>					
平成 28 年度中に市民調査を実施し、神戸いのち大切プランの評価・検証を行う。自殺対策基本法の改正（平成 28 年 4 月）を踏まえた「第二期神戸いのち大切プラン」（計画年度平成 29 年度～平成 34 年度）を策定し、さらに総合的な自殺対策を推進する。					
<b>オ. 委員の意見</b>					